

## 帝京科学大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

### 第1章 総則

#### (目的)

**第1条** この規程は、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、帝京科学大学（以下「本学」という。）における研究活動における不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の対応に関し、必要な事項を定める。

#### (定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

##### (1) 研究活動上の不正行為

ア 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造（存在しないデータ、研究結果等を作成すること。）、改ざん（研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。）及び盗用（他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。）

イ ア以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの

（他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなどをいう。）

##### (2) 研究者等

本学において研究活動に携わる教職員、学生及び外部研究員等をいう。

### 第2章 責任体系の明確化

#### (最高管理責任者)

**第3条** 本学の研究倫理の向上及び不正行為の防止等について最終責任を負う最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるとともに、統括管理責任者及び研究倫理教育責任者が責任をもって公正な研究活動を推進できるよう、適切なリーダーシップを発揮しなければならない。

#### (統括管理責任者)

**第4条** 最高管理責任者を補佐し、本学の研究倫理の向上及び不正行為の防止等を統括する責任と権限を有する統括管理責任者を置き、副学長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、本学における研究活動の不正行為への対応等に関する具体的な対

策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

#### (研究倫理教育責任者の設置)

**第5条** 各学部・学科、各センター（以下、「各学部等」という。）に、所属の研究者に対して、研究倫理の遵守を周知し、監督する責任と権限をもつ者として研究倫理教育責任者を置き、原則として各学部等の長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、研究者等に対し定期的に、研究倫理教育を行わなければならない。

#### (研究者等の責務)

**第6条** 研究者等は、ガイドライン及び帝京科学大学研究倫理基準に基づき、高い倫理性を保持し研究活動に携わるとともに、不正行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究倫理教育責任者の指示に従い、研究倫理教育を受けなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、論文等の形で発表された研究成果のもととなった実験・観察ノート、データその他の研究資料等について、原則として当該論文等の発表から10年間、試料や標本などの有体物については5年間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。ただし、保存が不可能若しくは著しく困難である、保存のためのコストやスペースが膨大になる、など社会通念上、やむを得ない理由がある場合又は医療分野や社会調査など、データ等の扱いに特段の規程がある場合はこの限りではない。

4 研究者等は、関連する資料、データ等の研究記録の提出、関係者へのヒアリング等、この規程に定める調査に誠実に協力しなければならない。

### 第3章 不正行為への対応

#### (通報等の受付窓口)

**第7条** 不正行為（不正行為が行われようとしている、又は不正行為を求められている旨の相談を含む。）に関する情報提供、通報又は告発（以下「通報等」という。）並びにこの規程にかかわる相談、照会等に対応するための窓口を設置するものとする。

2 本学における窓口は、総務課とする。

#### (通報等の受付体制)

**第8条** 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、窓口に対して通報等を行うことができる。

2 通報等は、原則として、顕名により、不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする

合理的理由が示されていないなければならない。

- 3 第1項の通報等があった場合には、窓口担当者は、速やかにその内容を最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。
- 4 第2項の規定にかかわらず、匿名による通報等があった場合、通報等の内容に応じ、顕名の通報等があった場合に準じて取り扱うことができるものとする。
- 5 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合は、不正行為を行ったとする研究者の氏名、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限り、これを匿名の通報等に準じて取り扱うことができるものとする。

#### (悪意に基づく通報等)

**第9条** 何人も、悪意に基づく通報等を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく通報等とは、被通報者を陥れるため又は被通報者の研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの不利益を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報等をいう。

#### (臨時の措置)

- 第10条** 最高管理責任者は、不正行為が行われようとしているとの情報を受け、臨時の措置の必要があると認めたときは、被通報者に対して警告を行い、研究費の一時又は一部執行停止を命じることができる。
- 2 最高管理責任者は、必要があると認めたときは、臨時の措置として証拠となり得る資料を保全する措置を講じることができる。
  - 3 前2項の場合、関係する研究者等は、指示に従わなければならない。

#### (調査実施の決定)

- 第11条** 最高管理責任者は、第8条第3項の報告を受けてから概ね30日以内に、調査を行うか否かを決定するために、予備調査を行う。
- 2 予備調査の委員及び実施方法等は、最高管理責任者が定める。
  - 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
  - 4 予備調査委員会は、通報等された行為が行われた可能性、通報等の際に示された科学的理由の論理性、通報等の内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。
  - 5 最高管理責任者は、調査を行うことを決定した場合、通報者及び被通報者に対し、調査を行う旨を通知し、調査への協力を求める。調査を行わないことを決定した場合、通報者に対し、調査を行わない旨及びその理由を通知する。

#### (調査委員会)

**第12条** 最高管理責任者は、前条第1項により調査を行うことを決定後、概ね30日以

内に調査委員会の委員を決定し調査を開始する。

- 2 調査委員会は、次の各号の委員により構成し、統括管理責任者を委員長とする。
  - (1) 統括管理責任者
  - (2) 通報等の事案に係る学部長等
  - (3) 最高管理責任者が委嘱する者 若干名
- 3 調査委員会の委員の過半数は、本学に属さない外部有識者でなければならない。また、全ての調査委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 4 最高管理責任者は、通報者及び被通報者に対し、調査委員会の委員の氏名及び所属を通知する。
- 5 通報者及び被通報者は、前項の通知後7日間以内に、委員について異議申し立てを行うことができる。
- 6 前項の異議申し立てがあり、最高管理責任者がその内容を妥当と認めた場合、委員を変更する。ただし、変更した場合の新たな異議申し立ては認めない。

#### (調査内容等)

**第13条** 調査委員会は、本調査の実施の決定後速やかに、次の各号に定める事項を調査し、認定する。

- (1) 不正行為の有無
  - (2) 不正行為の内容
  - (3) 関与した者及び関与の程度
  - (4) 当該論文等及び当該研究活動における関与した者の役割
  - (5) その他必要と認めた事項
- 2 調査委員会は、証拠となり得る資料を保全する措置を講じることができる
  - 3 調査委員会は、次の各号の方法により調査を行う。
    - (1) 当該研究活動及び関連する研究活動に関する論文、実験・観察ノート、データ等の各種資料の精査
    - (2) 関係者のヒアリング
    - (3) その他必要と認めた方法
  - 4 調査委員会は、他の研究機関、学協会等に調査への協力を依頼することができる。

#### (他研究機関との合同調査)

**第14条** 最高管理責任者は、不正行為が他の研究機関に関係する場合、当該研究機関に必要な通知を行うとともに、必要に応じて、当該研究機関と協力又は合同調査を行うことができる。

- 2 他研究機関と合同で調査する場合又は他研究機関の調査に係る合理的な協力を求められた場合、本学は誠実に調査又は協力する。
- 3 最高管理責任者は、不正行為以外の他の不正との複合的な事案と認められる場合、必

要に応じて学内の他の調査委員会と協力又は合同調査を行うことができる。

#### (調査結果の認定)

**第15条** 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

- 2 調査委員会は、不正行為の有無を認定するに当たり、客観的事実に基づき、科学的かつ総合的に判断する。
- 3 被通報者の不正行為を認定する場合又は通報者の悪意にもとづく通報等を認定する場合、調査委員会は、弁明の機会を設けなければならない。
- 4 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

#### (調査結果の最高管理責任者への報告)

**第16条** 調査委員会は、調査の開始から概ね150日以内に調査を完了し、認定した調査結果を最高管理責任者に報告する。ただし、やむをえない事情がある場合、中間報告とすることができる。

#### (不服申し立て)

**第17条** 最高管理責任者は、前条の調査結果を了承したときは、当該調査結果をすみやかに通報者及び被通報者に通知する。

- 2 通報者又は被通報者は、調査結果に不服があり、再調査を希望する場合、通知後14日以内に最高管理責任者に対し、不服申し立てを行うことができる。
- 3 前項の不服申し立てを行うときは、不服申し立ての根拠を書面にして、申し立てなければならない。

#### (再調査)

**第18条** 前条第2項の不服申し立てがあったとき、最高管理責任者は、不服申し立てに対する再調査を行うか否かを決定する。ただし、不服申し立ての根拠が、先の調査結果を覆すに足る合理的なものである場合に限り、再調査を行うものとする。

- 2 最高管理責任者は、再調査を行う場合はその旨を、通報者及び被通報者に通知する。再調査を行わない場合はその旨及びその理由を、不服申し立てを行った者に通知する。
- 3 再調査を行う場合、最高管理責任者は、新たな専門性等を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代又は追加を行うことができる。
- 4 再調査は、再調査の開始から概ね50日以内に完了する。ただし、やむをえない事情があるときは、この期間を延長することができる。
- 5 最高管理責任者は、再調査結果をすみやかに通報者及び被通報者に通知する。
- 6 再調査結果に対する不服申し立ては受け付けない。

**(調査結果の確定)**

**第19条** 最高管理責任者は、第16条から第18条の手続きを経て、調査結果を確定する。

**(配分機関等への報告)**

**第20条** 調査を行うことを決定した場合であって、当該研究活動が次の各号の資金により行われている場合、最高管理責任者は、すみやかに当該資金を配分する公的機関(以下「配分機関」という。)、当該配分機関を所管する省庁及び文部科学省(以下合わせて「配分機関等」という。)に調査を行う旨を報告しなければならない。

- (1) 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される公募型の研究資金
  - (2) 文部科学省がガイドラインに準じて取り扱うことと定める補助金
  - (3) 文部科学省私立大学等経常費補助金の補助対象となる研究資金
  - (4) 他省庁、他省庁が所管する独立行政法人、地方公共団体又は特殊法人から配分される公募型の研究資金又は補助金
- 2 調査期間中に不正行為の事実が一部でも確認された場合又は配分機関等から中間報告を求められた場合、最高管理責任者は、配分機関等に中間報告を行う。
- 3 配分機関等の求めがある場合、資料提出、現地調査に応じるものとする。
- 4 最高管理責任者は、調査結果の認定、不服申し立て及び再調査結果について、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。不服申し立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 5 最高管理責任者は、調査結果の確定に基づき、次の各号に定める事項を含む最終報告書を作成し、配分機関等に提出する。
- (1) 調査委員会の調査結果
  - (2) 本学が講じた措置の内容
  - (3) 不正行為の発生要因と再発防止策
  - (4) その他 最高管理責任者が必要と認めた事項
- 6 配分機関等から当該資金の返還命令又はその他の指導を受けたときは、最高管理責任者は、命令又は指導にもとづき、必要な措置を講じなければならない。
- 7 不正行為が確定した場合、最高管理責任者は、必要に応じて関連する論文掲載機関等に通知し、対応を協議することができる。

**(懲戒処分等)**

**第21条** 理事長は、不正行為又は悪意に基づく通報等の調査結果が確定した者について、関係法令、本学就業規則等に基づき懲戒処分等を課すものとする。

**(法的措置)**

**第22条** 理事長は、不正行為又は悪意に基づく通報等により本学に損害が生じたときは、損害を賠償させることができる。

2 理事長は、不正行為又は悪意に基づく通報等の調査結果が確定した者に対し、必要に応じて法的措置を講じることができる。

**(調査結果の公表)**

**第23条** 不正行為が確定した場合、最高管理責任者は次の各号に定める事項を公表する。

- (1) 不正行為に関与した者の氏名及び所属
- (2) 不正行為の概要
- (3) 不正行為に対して、本学が講じた措置の概要
- (4) 調査委員会委員の氏名、所属及び調査方法の概要
- (5) その他 最高管理責任者が必要と認めた事項

2 前項にかかわらず、最高管理責任者が非公表とすることにつき合理的な理由があると認める場合は、一部の事項を非公表とすることができる。

3 悪意にもとづく通報等の調査結果が確定した場合、最高管理責任者は、前2項に準じて公表することができる。

**(保護)**

**第24条** 理事長は、相談窓口への通報者又は調査に協力する関係者に対し、単に通報等又は調査協力したことを理由として、懲戒処分その他いかなる不利益な取扱いも行わない。ただし、悪意に基づく通報等であることが確定した場合は、この限りではない。

2 理事長は、被通報者に対し、単に通報等されたことを理由として、この規程に定める調査に必要な命令を除き、懲戒処分、研究活動の禁止その他いかなる不利益な取扱いも行わない。

3 教職員等は、前2項に基づき、単に通報等若しくは調査協力したこと又は単に通報等されたことを理由として、不利益な取扱いや嫌がらせをしてはならない。

**第4章 守秘義務及び補則**

**(守秘義務)**

**第25条** 通報等窓口担当者又は調査等に関係する教職員等は、業務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。教職員等でなくなった後も同様とする。

**(本規程に定めのない事項)**

**第26条** この規程に定めのない事項は、ガイドライン及び関連する文部科学省通達に則り取扱う。

**(庶務)**

**第27条** この規程に関する庶務は、総務課において処理する。

**(改廃手続)**

**第28条** この規程の改廃は、研究推進委員会の意見を聴いて、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年9月1日から施行する。
- 2 「帝京科学大学における研究活動に係る不正行為への対応要領」は、廃止する。

附 則（帝京科総第786号 令和元年11月13日）

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（帝京科総第343号 令和2年6月10日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。